

# 生産性向上設備投資促進税制の創設②

質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図る為、『生産ラインやオペレーションの改善に資する設備』（『先端設備』は①で説明）を導入する際の税制措置を新設されました。

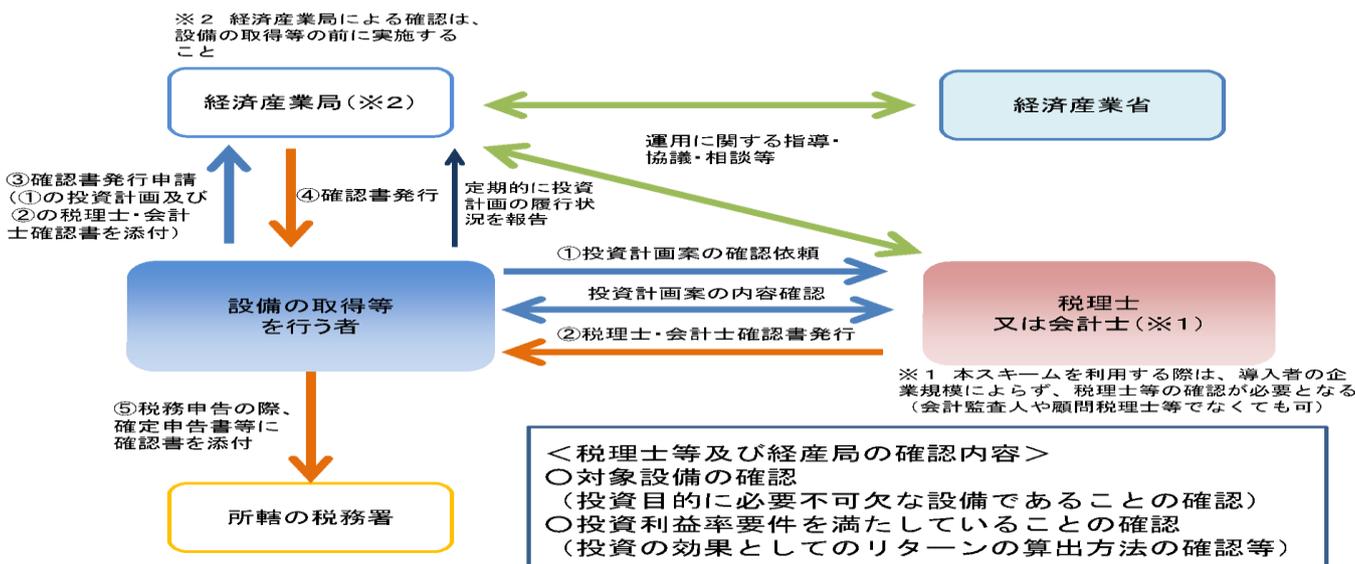
## 1. 概要（生産ラインやオペレーションの改善に資する設備）

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 対象設備<br>(要件)            | 『機械装置』『工具』『器具備品』『建物』『建物付属設備』『構築物』『ソフトウェア』のうち、<br>下記要件を全て満たすもの<br>①投資計画における投資利益率※1が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上) ②最低取得価額以上<br>※1 (『営業利益+減価償却費※2』の増加額※3) ÷ 『設備投資額※4』<br>※2 会計上の減価償却費 ※3 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額<br>※4 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額  |
| 確認者                     | 経済産業局  |
| 税制措置<br>(①の先端設備<br>と同じ) | ○産業競争力強化法施工日(平成26年1月20日)から平成28年3月31日まで<br>: 即時償却か税額控除(5% ただし、建物・構築物は3%)の選択制<br>○平成28年4月1日から平成29年3月31日まで<br>: 特別償却(50% ただし、建物・構築物は25%)か税額控除(4% ただし、建物・構築物は2%)の選択制<br>※1 税額控除における税額控除額は、当期の法人税額の20%が上限<br>※2 中小企業等の場合上乗せ措置有り(即時償却か最大10%の税額控除の選択適用) |

## 2. 対象設備リスト

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| 機械装置(単品160万円以上)                | 全ての用途が対象 |
| 工具・器具備品(合計120万円以上かつ単品30万円以上含む) | 全ての用途が対象 |
| 建物(単品120万円以上)                  | 全ての用途が対象 |
| 建物付属設備(合計120万円以上かつ単品60万円以上含む)  | 全ての用途が対象 |
| ソフトウェア(合計70万円以上かつ単品30万円以上含む)   | 全ての用途が対象 |

## 3. 具体的な流れ



## 4. まとめ

事前に、投資計画の作成と経済産業局の確認が必要になり、さらに定期的に投資計画の履行状況を報告しなければなりません。また、確認の為の資料も数多くあり、中小企業での適用のハードルは高そうです。

詳しい提出資料について右記アドレス [http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyousai/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyousai/seisanseikojo.html)